資料　4

保存緑地内行為届出について

杜の都の環境をつくる条例第十一条に基づき指定された保存緑地内行為届出

● 杜の都の環境をつくる条例（一部抜粋）

（保存緑地のおける行為の届出等）
第十四条　保存緑地において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に市の旨を届け出なければならない。
一　建築物等の新築、改築又は増築で規則で定める規模以上のもの
二　宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
三　木竹の伐採
四　水面の埋立て又は干拓
五　前各号に掲げるもののほか、当該保存緑地における緑の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
２　前項の規定による届出をした者は、当該届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

● 杜の都の環境をつくる条例施行規則（一部抜粋）

（保存緑地における届出を要する建築物等の規模）
第六条　条例第十四条第一項第一号の規定で定める規模は、建築物等の新築、改築又は増築後において、高さ五メートル又は面積（建築物等にあっては床面積の合計、建築物以外の工作物にあっては水平投影面積をいう。）三十平方メートルとする。
（保存緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為）
第七条　条例第十四条第一項第五号に規定で定める行為は、屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）のたい積とする。

○ 西の平保存緑地

- 第二次指定（昭和 51 年 10 月 20 日）
- 指定区域：仙台市長町字芦の口 39、42-1 の一部、42-7 の一部、42-12 の一部
  約 0.65ha

○ 施行計画の概要

- 店舗の建築を目的とした開発行為
- 建築物等の床面積：約 3,480 ㎡
- 造成面積：約 10,800 ㎡
- 木竹の伐採面積：約 3,330 ㎡（保存緑地内行為）
- 保存緑地内行為届の提出：平成 27 年 9 月 18 日